

議案第 59 号

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 9 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、国土調査事業の認証に併せて施行した字区域及び名称地
番の変更に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例（昭和54年大口町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表拠点施設の部中小口地区コミュニティセンターの項中「大字小口字城屋敷12番地1」を「城屋敷一丁目154番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
第 3 条 略			第 3 条 略		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
学共 施設	略	略	学共 施設	略	略
拠点 施設	秋田学習等共同利用施設	大口町秋田一丁目 1 7 4 番地 1	拠点 施設	秋田学習等共同利用施設	大口町秋田一丁目 1 7 4 番地 1
	豊田学習等共同利用施設	大口町堀尾跡二丁目 2 2 番地		豊田学習等共同利用施設	大口町堀尾跡二丁目 2 2 番地
	大屋敷学習等共同利用施設	大口町大屋敷二丁目 4 8 番地 1		大屋敷学習等共同利用施設	大口町大屋敷二丁目 4 8 番地 1
	外坪学習等共同利用施設	大口町外坪一丁目 7 0 番地		外坪学習等共同利用施設	大口町外坪一丁目 7 0 番地
	河北学習等供用施設	大口町河北二丁目 3 2 8 番地		河北学習等供用施設	大口町河北二丁目 3 2 8 番地
	余野学習等共同利用施設	大口町余野一丁目 1 5 3 番地		余野学習等共同利用施設	大口町余野一丁目 1 5 3 番地
	上小口学習等供用施設	大口町上小口一丁目 2 5 0 番地		上小口学習等供用施設	大口町上小口一丁目 2 5 0 番地
	中小口地区コミュニティセンター	大口町 <u>城屋敷一丁目 1 5 4 番地</u>		中小口地区コミュニティセンター	大口町 <u>大字小口字城屋敷 1 2 番地 1</u>
	下小口学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目 1 3 4 番地		下小口学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目 1 3 4 番地
	さつきヶ丘集会所	大口町さつきヶ丘二丁目 2 5 8 番地		さつきヶ丘集会所	大口町さつきヶ丘二丁目 2 5 8 番地
	大口住宅集会室	大口町垣田 8 番地		大口住宅集会室	大口町垣田 8 番地
2 略			2 略		